

## 令和 7 年度定額減税及び定額減税補足給付金について

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、令和 6 年度個人住民税において 1 人当たり 1 万円の定額減税を実施しましたが、実施することができなかった一部の方を対象に令和 7 年度個人住民税において定額減税を実施しました。

また、令和 6 年度に実施した、所得税・個人住民税の定額減税を十分に受けられないと見込まれる納税義務者に支給した定額減税調整給付金の算定の際に、令和 5 年所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどにより、本来支給すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方及び定額減税対象外であったが支給の必要がある方に対しまして、定額減税補足給付金の支給を行いました。

### <令和 7 年度個人住民税における定額減税について>

#### 1. 定額減税対象者

令和 7 年度個人住民税所得割の納税義務者のうち、令和 6 年の合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下の方で、同一生計配偶者がいる方

#### 2. 定額減税額

納税義務者 1 人当たり 1 万円

※国外居住者を除く

#### 3. 実施期間

令和 7 年度個人住民税において実施

#### 4. 定額減税実施状況（令和 7 年 12 月 31 日現在）

納税義務者数	市民税減税額	県民税減税額	合計
404 人	2,424 千円	1,616 千円	4,040 千円

## <定額減税補足給付金について>

### 1. 支給対象者

#### (1) 不足額給付Ⅰ

令和6年度に実施した定額減税調整給付金の算定の際に、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどにより、本来支給すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方

※当初調整給付額：令和6年度に実施した定額減税調整給付金の支給額で、本人・対象配偶者・扶養親族1人につき所得税3万円・個人住民税1万円の定額減税をしきれないと見込まれた額

#### (2) 不足額給付Ⅱ

定額減税を受けられなかった事業専従者や合計所得金額48万円超の方で、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主や世帯員に該当しなかった方

### 2. 支給額

#### (1) 不足額給付Ⅰ

本来給付すべき所要額と当初調整給付額との差額（1万円単位で切り上げ）

#### (2) 不足額給付Ⅱ

原則4万円（令和6年1月1日時点で国外に住んでいた方は3万円）

### 3. 支給方法

#### (1) 不足額給付Ⅰ

①定額減税調整給付金を受け取った方、公金受取口座の登録をしている方または個人住民税を口座振替での納付の手続きをしている方

支給額や振込口座を記載した「お知らせ」を送付し、記載内容に修正等の連絡がなければ申請手続不要で給付金を支給

#### ②①以外の方

「支給確認書」を送付し、口座情報等を記載の上返送してもらい、口座振込により給付金を支給

#### (2) 不足額給付Ⅱ

申請書により支給対象者を判別し、申請書に記載された口座情報宛に、口座振込により給付金を支給

#### 4. 申請期限

令和7年8月12日から令和7年10月31日まで

#### 5. 支給実績（令和7年12月31日現在）

##### （1）不足額給付Ⅰ

	支給対象者	支給実績	支給率
支給者数	15,666人	14,417人	92.03%
支給額	410,650千円	387,700千円	94.41%

##### （2）不足額給付Ⅱ

支給者数	支給額
725人	28,710千円